

平成28年(ヨ)第25号等 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 小坂正則外3名

債務者 四国電力株式会社

準備書面(15)の補充書2

(ミサイル攻撃の危険性)

平成29年(2017年)11月10日

大分地方裁判所 民事第一部 御中

債権者ら代理人

弁護士 徳田 靖之

弁護士 岡村 正淳

弁護士 河合 弘之

弁護士 佐藤 朗
外

本書面において、債権者ら準備書面(15)で主張した、ミサイル攻撃の危険性について補充するとともに、平成29年10月4日付債務者準備書面(12)への反論を述べる。

目次

第1 本件原発へのミサイル攻撃の脅威が高まっていること	2
1 新たなミサイル(ICBM)発射	2

2	新たな、かつ深刻なる脅迫	3
3	北朝鮮によるミサイル攻撃の脅威.....	3
第2	準備書面訂正	4
第3	債務者準備書面への反論.....	6
1	ミサイル攻撃の具体的危険性について	6
2	事態対処法，国民保護法について.....	7
3	事態対処法，国民保護法について.....	8
4	テロリズム対策について.....	9
第4	新規制基準の重大事故対策ではミサイル攻撃に対処できないこと	10
1	新規制基準はミサイル攻撃を想定していないこと	10
2	可搬型設備では実効的な対応ができないこと	11
3	事故シーケンスの少なさ，共通要因故障に対応していないこと.....	12
4	大型航空機衝突対策ではミサイル攻撃に対応できないこと.....	12
5	小括.....	14

第1 本件原発へのミサイル攻撃の脅威が高まっていること

1 新たなミサイル（ICBM）発射

本年7月28日午後11時42分頃，北朝鮮は新たにミサイルを発射した。ICBM（大陸間弾道弾）としては2回目である。それは，約45分間飛行し，高度は3,500km（日本国土の全長より長い），飛行距離は約1,000kmのロフテッド軌道を取り，日本領土たる奥尻島のわずか150kmに落下した。軌道が通常軌道をとったとすると，最大射程は5,500km～10,000km（ニューヨークも射程に入る）に達し，米国本土を射程に収めた可能性があると考えられる。

これに対し，日，米，韓は警告や抗議を繰り返すだけであり有効な手が打てず手詰まりの状態では緊張の度は強まるばかりである。（甲第D774号証の1～

6)。

2 新たな、かつ深刻なる脅迫

北朝鮮の朝鮮人民軍戦略軍は本年8月8日付声明で米軍基地のあるグアムをミサイルで包囲射撃することを検討中と発表し、続いて北朝鮮はそのミサイルは島根県、広島県、高知県の上空を通過すると警告した。なぜか伊方原発のある愛媛県は指名から除かれていた。しかし、防衛省は上記4県にある自衛隊基地に迎撃ミサイルPAC3を移動させた。ただし、PAC3の射程は僅か約20kmなので本件伊方原発や高浜原発の防衛には寄与しない。

北朝鮮のグアム攻撃示唆はトランプ大統領を激昂させ「炎と怒りに直面する」との過激な発言となった。北朝鮮はそれに強く反発し、脅し合いは止まるところを知らない。衝動的な軍事行動に対する危惧が高まっている。

また、日本に対しても北朝鮮は「決心さえすれば一瞬で（日本を）焦土化できる」と脅している（甲第775号証の1乃至甲第782号証の4）。

3 北朝鮮によるミサイル攻撃の脅威

本年9月11日、国連安全保障理事会は、北朝鮮への制裁決議を全会一致で採択した。しかし、北朝鮮によるミサイル威嚇は止まない。北朝鮮のミサイルは、グアムに届く能力を備えている。

原発立地地域の首長は原発が攻撃対象になるのではないかと危惧しており、同様に、原発立地地域の住民は、北朝鮮のミサイル攻撃を心配している。

日本がミサイル迎撃能力が無いことは前述したが、例えば、米国が攻撃を受けていない段階でも、集団的自衛権の行使として、日本が北朝鮮のミサイルを迎撃すれば、北朝鮮への攻撃として戦争の引き金になり得るなど、戦争の恐れが高まっている。

米大統領は、国連の一般討論演説で北朝鮮を非難し、日本人拉致問題に触れるなど、米国と日本は一体の関係にあるとの印象が強まっている。他方、安倍首相は、9月20日に国連総会の一般討論演説で、世界に対する北朝鮮の脅威

はかつて無く重大で眼前に差し迫っているものだと述べ、北朝鮮に対する圧力強化を呼びかけ、米国の立場を一貫して支持すると述べるなど、世界に対して日本は米国と一体という関係であると印象づけている。

これに対して、9月23日に、北朝鮮の李外相は、国連総会で一般討論演説を行い、米国とその追従国への強硬姿勢を鮮明にしている。

さらに、9月27日、英国のシンクタンク「英国王立防衛安全保障研究所」副所長が、ミサイル攻撃を繰り返す北朝鮮と米国の間で戦争が現実にかかる可能性があるとの見方を示している。

日本にはミサイルの標的となる原発と米軍基地がある。朝鮮労働党幹部は、日本に対しては、第1に首都圏の横須賀基地、第2に在日米軍基地、第3に原発にロケットの狙いを定めていると述べている（甲D783の1乃至甲D793の2）

第2 準備書面訂正

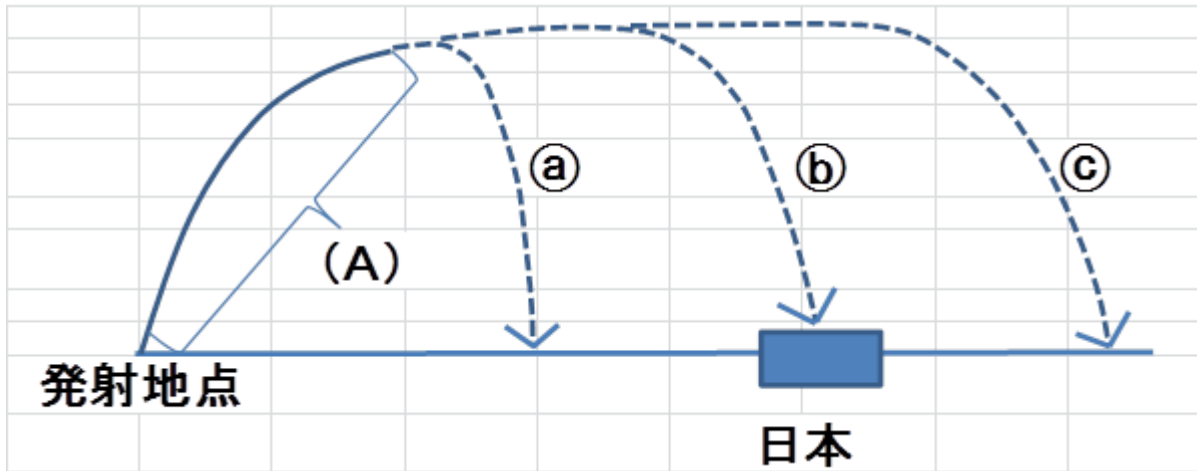
1 訂正箇所

債権者7月27日付準備書面（15）の4頁本文下から2行目の「自衛隊法82条の3第1項」の後に「または第3項」と加入する。また、5頁上から7行目から9行目の「破壊措置命令は解除される（同条第2項）が、現時点では解除されていないし、解除される見通しは全くない。」を「破壊措置命令は失効させられる（同条第2項による解除または第3項による期間満了により）が、現時点では失効していないし、失効となる見通し全くない。」に訂正する。

2 訂正の理由

訂正の理由とともに、債務者準備書面（12）第1、2「破壊措置命令の根拠条文について」の反論を述べる。

日本に向かってくる弾道ミサイルの軌道を下図のとおりとする。



実線の部分（Aの部分）では我が国に向かっていることは分かるが、我が国に着弾するかはまだ分からない。なぜなら、その後、①、②、③のどの軌道を取るかは不明だからである。

飛行が更に続いて、②の軌道を取るおそれ、すなわち我が国に飛来するおそれ（別言すれば我が国に着弾するおそれ）が出てくるとする。このおそれに対応（破壊措置）するのが自衛隊法82条の3第1項（「防衛大臣は弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり…」）（下線は債権者代理人による，以下同じ。条文を末尾に添付 別紙1）である。

しかし、この対応では遅きに失することが多いので「我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する」段階、すなわち上図の実線（A）の段階で破壊措置に入るための条文が同条第3項である。「我が国に飛来する」という文言と「我が国に向けて飛来する」という文言を1項と3項とで使い分けているのである。

本来的には防衛大臣は北朝鮮のミサイル発射の兆候を掴んでから同条第1項により内閣総理大臣の承認を得て破壊措置命令を自衛隊の部隊に発する。しかし、北朝鮮がミサイル発射した後10分以内に我が国に到達してしまうし、また準備書面に記載したように、発射を察知することが益々困難になってきた。そのような状況に対応する必要がある。そのための条文が同条第3項である。

上図の実線（A）の段階、すなわち「我が国に着弾するかどうかは分からないが我が国の方向に向かって飛来している段階」で個別的に総理大臣の承認を得ることなく機動的に破壊措置命令を予め出せるように同条第3項の規定を設けているのである。これにより自衛隊は臨戦態勢を整え、何時にても迎撃できるようになるのである。

以上のとおり、3項は1項より危険が稀薄なときに発動されるのではなく、1項のおそれがより緊迫していて、個別対応では間に合わないときに常時臨戦態勢を作っておくための条文である。

ただし、何らかの事情で「我が国に飛来するおそれ」（すなわち我が国に着弾するおそれ）が先に具現化したとき（たとえば北朝鮮が予め「東京都心を狙ってミサイルを発射する」と宣告したような場合）は「自衛隊法第82条の3第3項に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対策要領」6（条文を末尾に添付 別紙2）により同条第1項の原則にもどり内閣総理大臣の承認を得て破壊措置命令を出すことになる。

ところで、政府が破壊措置命令を常時発令をしていることは準備書面（15）で主張したように確実である。しかし、その法的根拠（条文上の根拠）は、政府が発令の存否自体を非公表としているので不分明である。

ただ、昨年8月の常時発令に至る経緯（着弾前に対策を取れなかったなど）からすると同条第3項によるものと推測される。同条第4項の「その命令に係る措置をとるべき期間」が「3ヶ月」なのだと推測される。

ただし、同法第82条の3第1項による命令を単に延長して常時発令としているだけだという可能性も払拭できない。そこで、上記のように訂正する。

第3 債務者準備書面への反論

1 ミサイル攻撃の具体的危険性について

債務者は、北朝鮮のミサイル発射は「実験」であるから問題がない（危険は

迫っていない)かのごとき主張をするが(債務者準備書面(12)2頁),「演習」,「訓練」から実践に意図的または勢いで発展することが多いことは歴史の教える所である。「実験」であって問題がないというなら,なぜ日,米,韓がこのように危機意識を持つのか。なぜ破壊措置命令が常時発令されているのか。また債務者は「ミサイル攻撃が日本の領土に及び,被害が発生した事実もない」から問題がないかのごとく主張するが(債務者準備書面(12)2頁),本件原発所在地を含む日本の領土に及び,被害が発生してからでは遅いから,債権者は問題視し,本件原発の運転を止めよと主張しているのである。まして,本年7月28日のミサイルは日本の領土たる奥尻島からわずか150kmの排他的経済水域に着弾しているのである。そして,本年8月8日には北朝鮮はグアム島の周辺にミサイルを着弾させることを検討している,そのミサイルは島根,広島,高知の上空を通過すると発表したのである。債務者の主張は「楽観的」すぎる。

2 事態対処法,国民保護法について

債務者は事態対処法,国民保護法に言及し,武力攻撃事態等の枠組が始動していないからまだ原発を止めるなどの処置をしなくて良いと主張している(債務者準備書面(12)3頁)。

しかし,自衛隊法82条の3第1項に基づく破壊措置命令は,弾道ミサイルが飛来するおそれがある場合又は現に飛来した場合であっても,その意図や目的が特定できない場合など,武力攻撃事態であると判断できない場合もあり得ることから,武力攻撃事態が認定されていない場合においても,弾道ミサイルが飛来し,日本に着弾すれば国民の生命と財産に被害が生じる可能性があるという事情さえあれば,防衛大臣が弾道ミサイル等の破壊措置をとるべき旨を命ずることができるというものとされている。

ミサイル(特に北朝鮮からの)は,発射後7~10分で我が国に着弾する(公知の事実)。ミサイル攻撃はそのように超短時間内に対処する必要がある攻撃で

ある。ある程度の時間の余裕をもって対処できる一般的な武力攻撃を前提とした「事態対処法」では対応できないので、自衛隊法 82 条の 3 の破壊措置命令制度を創設したのである。だから債務者がいかに「事態対処法」の枠組は始動していないと強調しても無意味なのである。債権者はまさに「弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害」が発生する危険があるから、そしてその証拠として政府が破壊措置命令を常時発令しているから、本件原発を止めよと主張しているのである。

債務者は、北朝鮮も加入している「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)」(以下、ジュネーヴ条約追加議定書という)において原則として原発を攻撃することを禁止しているから北朝鮮が原発をミサイルで攻撃するおそれは今はないかのごとく主張する(債務者準備書面(12)4頁)。しかし、これは「窃盗は刑法で禁止されているから悪人も窃盗をしない」というに等しい気安めである。テロリストや独裁者など無法者に対して法は抑止力たり得ない。特に国際公法の世界では裁判や強制執行が有効ではないので、なおのことである。

また、債務者は日本は2段構えのミサイル迎撃システムを備えているから今は危険ではないかのごとく主張する(準備書面(12)4頁)。しかし、その迎撃システムがぜい弱であり、政府もそれ(完璧でないこと)を認めていることは準備書面(15)において詳述した。北朝鮮のミサイルの進歩(移動式発射台、同時多数発射、ロフテッド軌道、深夜発射、奇襲攻撃可能など)に日本の迎撃体制は追いついていない。

3 事態対処法, 国民保護法について

債務者は事態対処法, 国民保護法についてるる主張するが(債務者準備書面(12)4頁), 前述のとおり, ミサイル攻撃の特殊性(①発射後, 超短時間で着弾する②予知が困難等)に鑑み, 事態対処法, 国民保護法の枠組みとは別の

ミサイル破壊措置命令制度という枠組が創設されたのであるから、本件は事態対処法、国民保護法の枠組とは無関係である。無関係な枠組を主張することは無意味である。債務者は無関係なことを主張してごまかそうとしているのである。

さらに、事態対処法の成立は平成15年6月13日である。他方、自衛隊法82条の3（弾道ミサイル等による破壊措置）は平成17年7月29日の改正によって規定されているところ、事態処置法では対処できない事態のために、上記弾道ミサイル等による破壊措置を規定したことは明らかである。

そして、事態対処法及びその下位法規では武力攻撃事態または武力攻撃予測事態が発生した時の原発の防御についての原子力規制委員会の命令（原発の停止命令など）等の枠組みが用意されている。しかし、弾道ミサイル破壊措置命令が発せられた時の原発の防御についての枠組みは用意されていない（自衛隊法82条の3第3項に定められた緊急対処要領（甲D第794号証）にも原発に関する記述はない。）。その部分はいわば「法の空白」となっているのである。ならば、その部分は司法判断で埋めて、債権者を含む国民の安全を確保するしかないのである。

4 テロリズム対策について

債務者は大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して対策を持っており、それを活用するからミサイル攻撃に対処できるかのごとく主張している（債務者準備書面（12）10頁）。

しかし、北朝鮮のミサイル攻撃はテロリズムではなく戦争行為である。テロと戦争行為はその規模、威力において格段の差、質的な差があるので、その対策を流用できない。そもそも大型航空機とミサイルではそのスピード（マッハ1以下とマッハ20～25）、衝撃力、破壊力（爆弾の有無）、迎撃の難易度などでおよそ比較の限りでない。

よって大型航空機対策をミサイル対策に流用するなどというのはおよそ頼りに

ならない貧弱な対策である。債務者は大型航空機衝突対策では可搬型機器（消防車やクレーン等）による対応を中心とすると述べるが、ミサイルが衝突し、爆弾が破裂し、火の海となっているであろう現場でそれらを使用できないおそれは極めて高い。大型航空機衝突対策を活用（流用）してミサイル攻撃対策をすると述べることは債務者がミサイル攻撃に対して有効な対策を有していないことの自白である。

第4. 新規制基準の重大事故対策ではミサイル攻撃に対処できないこと

前述のように、債務者は、福島第一原子力発電所事故を契機に制定された新規制基準を踏まえ、炉心の著しい損傷を防止するための措置として、空冷式非常用発電装置、恒設代替低圧系ポンプ、可搬式代替低圧注水ポンプ等の重大事故等対処施設を設置するなどしていることから、容易に炉心溶融に至ることはない旨を主張する（債務者準備書面（12）10頁）。

しかし、次のとおり、債務者のいう新規制基準による対策では、ミサイル攻撃に対応することはできない。

1 新規制基準はミサイル攻撃を想定していないこと

新規制基準（「重大事故等対処施設」）は、そもそも、ミサイルが原発に着弾する事態を想定していない。現に原子力規制委員会の委員長もそのように答弁している（甲第D795号証・41頁）。

そのため、新規制基準の重大事故等対処施設がミサイル攻撃に対応できるか否かについて、原子力規制委員会はチェック（審査）していない。

また、想定していない事態が起きた場合に、その事態への対応が極めて困難であることは福島第一原発事故によって証明された。例えば、実際の作業員らを東京新聞社らが取材した「レベル7 福島原発事故、隠された真実」（疎甲第796号証）によると、事故現場では、「運転員は、…（略）…一般の事故の際に使うマニュアルを取り出して読むが、目の前で起きていることの役には立た

ない。深刻な事故が起きた時のためのマニュアルも開き、必要な操作の手順を確認する。この非常時のマニュアルも津波によるSBOを想定していない。そもそも、マニュアルは中央制御室で原子炉の状況を把握できることが前提だった。「操作もできず手も足も出ないのに、ここにいる意味があるんですか」若い運転員が不安を訴える。気分が悪くなり、横になる者も出はじめる。」(疎甲第796号証・21頁)、「今回の事故現場で、運転員はぶっつけ本番の操作を迫られた。暗闇と高い放射線量に阻まれて何度も失敗を繰り返し、その間に炉心溶融はどんどんと進んだ。苦闘の挙げ句、1号機の当直長らがひどく被曝する。」(甲D第796号証・198頁)のである。

これを本件原発にミサイル攻撃があった場合についてみると、運転員は、マニュアルもなく訓練をしたこともない事態において、高い放射線量の中で被曝を強いられながら作業を行うことになるのであって、当然何度も失敗を繰り返し、爆発的事象の時間内に、または、炉心溶融までのわずか数時間(福島第一原発事故では最速で約5時間)のうちに必要な作業を迅速に行えるとは考えられない。

このように、新規制基準はミサイル攻撃を想定していないという点からも、重大事故等対処設備ではミサイル攻撃に対応できないと考えられる。

2 可搬型設備では実効的な対応ができないこと

新規制基準は、重大事故等対処設備について可搬型設備による対策を基本としているところ(原子力規制委員会作成の「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(平成28年8月24日改訂)の154頁「1 重大事故等対策における可搬型設備の扱いについて」に同内容の記載あり。)、可搬型設備は、人の手を要する点で、実効的にミサイル攻撃に対処することはできない。

この点について、福島第一原発事故では、地震・津波によって敷地内にはがれきが散乱し、可搬型設備である電源車は容易に各号機に近づくことすらできず(甲D第796号証・41頁)、停電した暗闇の中で、津波でできた水たまり

や、ふたが欠落したマンホールの穴が作業を阻み、度重なる余震、大津波警報の都度退避を迫られ、作業は中断し、ケーブルで電源車と電源盤を繋ぐのに4時間以上かかった（甲D第796号証・42頁）。また、作業員の心理的負担も深刻であり、巨大津波を目の当たりにした恐怖（甲第796号証・20頁）、炉心溶融が迫っているというプレッシャー（甲第796号証・58頁）、高線量の被曝を迫られる恐怖（甲D第796号証・62～63頁）などを抱えながらの作業であった。

これをミサイル攻撃の場合に引き直してみると、民間会社の職員である作業員が、ミサイル攻撃によって破壊された設備のがれきが散乱したり火災が起きたりする中で、これからミサイルが何発打ち込まれるか分からない状態で、マニュアルもなく、自らの被弾を避ける手立てもなく、生命、身体への大きな恐怖（ミサイル攻撃や高線量被曝などによる。）を感じながら、可搬型設備を稼働させるべき場所まで移動させたり、本体に接続したりなどの作業を迅速に行うことは極めて困難である。

3 事故シーケンスの少なさ、共通要因故障に対応していないこと

ミサイル攻撃を受けた場合、複数個所が同時に損壊することが考えられるものの、本件原発における重大事故等対処設備の想定する事故シーケンスは、わずか8例だけである（甲D第797号証・I-2頁）。しかもこれらが重畳する事故は考えられていない。また、新規制基準における重大事故等対処設備は、地震・津波等による単一故障（一つの原因で一つの機器が故障すること）を想定するものであって（電源喪失を除く。）、ミサイル攻撃による共通要因故障（一つの原因で複数の機器が同時に故障すること）に対応するものでもない。

これらの点からも、重大事故等対処設備によって、ミサイル攻撃に対する実効的な対応ができるとは考えられない。

4 大型航空機衝突対策ではミサイル攻撃に対応できないこと

債務者は、新規制基準に基づき大型航空機の衝突に対する設備・体制を整備

していることを、債権者の人格権侵害の具体的危険はないことの理由の一つとして主張する（債務者準備書面（12）10頁以降）。電気事業連合会（電力会社各社の連合会）の勝野会長も、新規制基準が航空機衝突対策を要求していることを引き合いに、ミサイル攻撃を受けても放射性物質が大量に放出されない旨を述べた（甲D第798号証）¹。

しかし、原子力規制委員会の更田委員長は、債務者の上記主張をはっきりと否定している。すなわち、2017年9月22日の記者会見において、

飛行機とミサイルを一緒にしていいはずがありません。もうお話しするまでもないと思いますけれども、ミサイルは破壊を目的としたものであって、飛行機は決してそういうふうには造られているものではありませんから、飛行機にもつからミサイルにもつというの、ミサイルにもよりますね。ですから、飛行機に備えていればミサイルにもつかどうかというのは、ミサイルがどのくらい大きさのものかによるわけで、その程度を私たちは定めているわけではないので、先ほどの驚異のレベルの話と同じですけれども、飛行機に対する備えをしているから、あらゆるミサイルに対して大丈夫だという趣旨だとしたら、それは明らかに技術的に間違っています。

と明言した（甲D第799号証・15～16頁）。電気事業連合会も、「原発にはミサイルに特化した対策はされていない」として、勝野会長の上記理解を明確に否定している（甲D第798号証）。

このように航空機衝突対策は、そもそもミサイル攻撃対策とは技術的に異なる。また、航空機衝突対策は、ミサイル攻撃の一部に対しては運が良ければ対応できるのかもしれないが、どのようなミサイルにどの程度対応できるのかも明らかではないし、その点について原子力規制委員会によってチェック（審査）もなされていない。さらに、本件はミサイルの種別を問わずミサイル全般による攻撃を問題とするのに対して、債務者は、一部のミサイルに運が良ければ対

¹ 次で視聴できる。http://news.tv-asahi.co.jp/news_economy/articles/000110141.html

応できるかもしれないものとして航空機衝突対策を挙げるだけである。そのような債務者の主張が、本件原発がミサイル攻撃全般に対して安全であることの根拠にはなりようがない。

以上のとおり、航空機衝突対策でミサイル攻撃にも対応するとの債務者の主張は、技術的に誤りであるし、根拠がない。

5 小括

以上のとおり、新規制基準の重大事故等対処設備によっては、ミサイル攻撃に対応できない。

以上

第四十八編 防衛 (自衛隊法)

6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国置隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域(同協定第十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛大臣と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の期間内であつても、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

できる。

2 防衛大臣は、前項に規定するおそれなくなつたと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、同項の命令を解除しなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の場合のほか、事態が急変し同項の内閣総理大臣の承認を得ないとき我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、同項の命令をすることができる。この場合において、防衛大臣は、その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものとする。

4 前項の緊急対処要領の作成及び内閣総理大臣の承認に関し必要な事項は、政令で定める。

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による措置がとられたときは、その結果を、速やかに、国会に報告しなければならない。

(平一七法八・追加、平一八法二一八・一部改正、平二二法五五・旧編八十二条の二(準))

(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請

(平二三法二五・追加、平一八法二一八・一部改正)

(海上における警備行動)

第八十二条 防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(平一八法二一八・一部改正)

(海賊対処行動)

第八十二条の二 防衛大臣は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十二年法律第五十五号)の定めるところにより、自衛隊の部隊による海賊対処行動を行わせることができる。

(平二二法五五・追加)

(弾道ミサイル等に対する破壊措置)

第八十二条の三 防衛大臣は、弾道ミサイル等(弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。)が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることが

A [日法二一〇九六・七] ㊦

A [日法二一〇九六・七] ㊦

することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛者の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武力攻撃災害及び同法第百八十二条において準用する同法第十四条第一項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

(昭三十七法三三・平二二法二二・平一八法二一八・一部改正)

(地震防災派遣)

第八十三条の二 防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十二号)第十一条第一項に規定する地震災害警戒本部長から同法第十三条第二項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

(昭五十三法三三・追加、平一八法二一八・一部改正)

自衛隊法第 82 条の 3 第 3 項に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領

平成 21 年 7 月 14 日

閣 議 決 定

自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号。以下「法」という。)第 82 条の 3 第 3 項及び自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号。以下「令」という。)第 104 条の 2 の規定に基づき、同項に規定する弾道ミサイル等(法第 82 条の 3 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)に対する破壊措置に関する緊急対処要領を次のように定める。

1 防衛大臣が法第 82 条の 3 第 3 項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項(令第 104 条の 2 第 1 号関係)

(1)防衛大臣が法第 82 条の 3 第 3 項の規定による命令を発する場合

防衛大臣が法第 82 条の 3 第 3 項の規定による命令を発する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 外国において弾道ミサイルが発射された疑いがあり、又は発射されるおそれがあると認める場合であって、その時点では、発射の目的、その能力等が明らかでないため、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。

イ 外国において打ち上げられた人工衛星打上げ用ロケットその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体(航空機を除く。)が事故その他により落下するおそれがあると認める場合であって、その時点では、事故の場所、態様等が明らかでないため当該物体が我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。

(2)緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項

緊急の場合に該当することの認定は、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認することにより行うものとする。

2 法第 82 条の 3 第 3 項の規定による措置の対象とする弾道ミサイル等の範囲及びその破壊方法(令第 104 条の 2 第 2 号関係)

(1)弾道ミサイル等の範囲

次に掲げるもののいずれかに該当するものであって、1(2)の定めるところにより我が国に向けて飛来することが確認されたものとする。

ア 弾道ミサイル

イ 人工衛星打上げ用ロケット

ウ 人工衛星

エ その他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のもの

(2)弾道ミサイル等の破壊方法

法第93条の3の規定に基づき、スタンダード・ミサイル SM-3 又はペトリオット・ミサイル PAC-3 を発射し、我が国領域又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)の上空において破壊するものとする。

3 法第82条の3第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の行動の範囲(令第104条の2第3号関係)

防衛大臣から法第82条の3第3項の規定による措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊(以下「実施部隊」という。)の行動の範囲は、我が国領域並びに我が国周辺の公海及びその上空とする。

ただし、スタンダード・ミサイル SM-3 が搭載されている護衛艦又はペトリオット・ミサイル PAC-3 が配備されている高射部隊の行動の範囲については、上記の範囲のうち、防衛大臣がこれらの部隊の態勢、弾道ミサイル等が落下した場合の被害の程度等を勘案して、法第82条の3第3項の規定による命令で定めるものとする。

4 法第82条の3第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の指揮に関する事項(令第104条の2第4号関係)

実施部隊は、スタンダード・ミサイル SM-3 が搭載されている護衛艦又はペトリオット・ミサイル PAC-3 が配備されている高射部隊、航空警戒管制部隊その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める部隊とし、航空総隊司令官の指揮下に置かれるものとする。

実施部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとする。

5 関係行政機関との協力に関する事項(令第104条の2第5号関係)

防衛省は、1(2)に定めるところにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認した場合には、関係行政機関(内閣官房、警察庁、消防庁、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める行政機関をいう。以下同じ。)に対し、直ちにその旨並びに当該弾道ミサイル等の落下が予測される地域及び時刻を伝達するものとする。

また、防衛省は、実施部隊が当該弾道ミサイル等を破壊する措置をとった場合には、関係行政機関に対し、直ちにその破壊の状況を伝達するものとする。

このほか、防衛省は、関係行政機関の求めに応じ所要の協力を行うものとする。

6 法第 82 条の 3 第 3 項の規定による命令が発せられている場合において同条第 1 項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれ認められたときにとるべき措置に関する事項(令第 104 条の 2 第 6 号関係)

防衛大臣は、法第 82 条の 3 第 3 項の規定による命令が発せられている場合において同条第 1 項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれ認められたときは、同項の規定により、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ずるとともに、同条第 3 項の規定による命令を解除するものとする。

(防衛省ホームページより)

http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2011/2011/html/ns319000.htm
1)